

ハラスメント撲滅宣言

我が社は、ハラスメントに関わる一切の行為を許さず、全従業員がお互いを尊重し、安心して愉しく快適に働くことの出来る職場環境づくりに取り組んでいきます。

千代田工業株式会社

代表取締役 中村 俊雅



【ハラスメント行為を許しません！】

★セクシュアルハラスメント

- ①身体への不必要な接触
- ②性的冗談、からかい、質問
- ③性的な噂の流布
- ④交際、性的な関係の強要
- ⑤わいせつな画像の閲覧、配布、掲示
- ⑥性的な言動に対しての拒否等を行った社員等に対する不利益の取扱い
- ⑦性的言動により社員等に就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑧その他社員等に不快感を与える性的な行動

★パワーハラスメント

- ⑨身体的な暴行・傷害
- ⑩脅迫・名誉毀損・ひどい暴言・侮辱を与える行為
- ⑪人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)
- ⑫業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
- ⑬業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる
- ⑭私的なことに過度に立ち入る

★セカンドハラスメント

- ⑮ハラスメント被害者に対して会社が圧力を掛ける(二次被害)

★モラルハラスメント

- ⑯言葉や態度で相手に精神的な暴力を与える

★アルコールハラスメント

- ⑰宴会などの席において、飲酒を強要する

★マタニティハラスメント

- ⑱妊娠や出産に対して精神的、身体的な嫌がらせやイジメ

★ジェンダーハラスメント

- ⑲「男らしさ」「女らしさ」を強要する

★エイジハラスメント

- ⑳年齢を理由とした嫌がらせやイジメ

※その他ハラスメントにあたる行為

ハラスメントに関する相談(苦情を含む)窓口は、プライバシーを守り対応致しますので、安心してご相談下さい。

相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な扱いは行いません。

職場のセクシュアルハラスメントとは

職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けること。職場において行われる性的な言動により労働者の就業環境が害されることを云います。

- ・労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応(拒否や抵抗)により、その労働者が解雇、降格、減給など(労働契約の更新拒否、昇進・昇格の対象からの除外、客観的に見て不利益な配置転換など)の不利益を受けること
- ・労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなどその労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること

- ①身体への不必要な接触
- ②性的冗談、からかい、質問
- ③性的な噂の流布
- ④交際、性的な関係の強要
- ⑤わいせつな画像の閲覧、配布、掲示
- ⑥性的な言動に対しての拒否等を行った社員等に対する不利益の取扱い
- ⑦性的言動により社員等に就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑧その他社員等に不快感を与える性的な行動

職場のパワーハラスメントとは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を云います。

- ・上司から部下に対するものに限られず、職務上の地位や人間関係といった「職場内での優位性」を背景にする行為が該当します。
- ・業務上必要な指示や注意・指導が行われている場合には該当せず、「業務の適正な範囲」を超える行為が該当します。

- ①身体的な攻撃・・・暴行・傷害
- ②精神的な攻撃・・・脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
- ③人間関係からの切り離し・・・隔離・仲間外し・無視
- ④過大な要求・・・業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
- ⑤過小な要求・・・業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- ⑥個の侵害・・・私的なことに過度に立ち入ること

その他のハラスメント

★セカンドハラスメント

ハラスメント被害者に対して会社が圧力を掛ける(二次被害)

★モラルハラスメント

言葉や態度で相手に精神的な暴力を与える

★アルコールハラスメント

宴会などの席において、飲酒を強要する

★マタニティハラスメント

妊娠や出産に対して精神的、身体的な嫌がらせやイジメ

★ジェンダーハラスメント

「男らしさ」「女らしさ」を強要する

★エイジハラスメント

年齢を理由とした嫌がらせやイジメ

※上記はハラスメントに当たりうる行為のすべてについて、網羅するものではありません。